

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	—
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	豊橋市 (23201)
地域名 (地域内農業集落名)	豊橋南東部

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況(令和7年1月15日時点)

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	1,509 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	— ha
② 田の面積	429 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	1,080 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	314 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	0 ha
(参考)区域内における○才以上の農業者の農地面積の合計	— ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	— ha
(備考)	

(2) 地域農業の現状及び課題

【現状】

- 施設園芸(トマト、イチゴ)、露地栽培(キャベツ)を中心に畜産(豚、鶏卵、酪農)、果樹(ナシ、ミカン)等も生産。
- 東細谷地区で県営ほ場整備事業を実施中。
- オペレーター間で農地集約に取り組んでいる。

【課題】

- 経営体の不足(高齢化による離農、後継者不足、新規就農者不足、労働力不足)。
- 経営状況の悪化(高コスト、低利益)。
- インフラの維持管理の負担(水利、修繕対応、老朽化)。
- 農地の集積、集約が進んでいない(中間管理機構の機能不全、非農家による相続)。
- 悪条件の農地の非効率性(面積狭小、水はけ、低収益)。
- 耕作放棄地化が進行している。
- 環境変化への対応が必要である(災害対策、鳥獣被害対策)。
- 営農型太陽光の悪影響がある(雑草、害虫、日照、フェンスで農道が塞がれる等)。
- 田と畑のドリフト(農薬飛散)問題がある。
- 農用地の適正利用がされていない土地がある。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

- ・施設園芸(トマト、イチゴ)、露地栽培(キャベツ)、畜産(豚、鶏卵、酪農)、果樹(ナシ、ミカン)等を引き続き営農する。
- ・高収益化、経営が成り立つ儲かる農業を目指す。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針

農地中間管理機構への貸付けを進めつつ、現在の耕作者を基本として、担い手への農地の集積・集約化を進める。担い手が足りない場合はその他農業を担う者による農地利用も進める。

(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標

現状の集積率	42.94 %	将来の目標とする集積率	80 %
--------	---------	-------------	------

(3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標

- ・耕作者が耕作できなくなった場合、地域の担い手や隣接する耕作者に繋ぎ少しづつ集団化を進める。
- ・オペレーターを中心に耕作者ごとの耕作エリアをゾーニングをしつつ、水田利用する地域、畑作利用する地域のゾーニングも進める。具体的なゾーニングの方針ができた後、地域計画に記載する。

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

(1) 農用地の集積、集団化の取組

農業を続けたい方には続けてもらい、担い手や拡大意向の強い農家を中心にゾーニングを図りながら集積・集約化を進める。農地耕作者等の情報を集約・共有し活用する。

(2) 農地中間管理機構の活用方法

- ・上記の集積・集約を農地中間管理機構を周知、活用して実施する。
- ・農地中間管理機構の活用が円滑に進むように市やJA等と連携して農業を担う者や土地所有者を支援する。

(3) 基盤整備事業への取組

東細谷地区で県営ほ場整備事業を実施中。加えて、担い手や土地所有者のニーズを踏まえ、必要に応じて農用地の大区画化(畔の撤去なども含む)・汎用化等(農道整備も含む)のための基盤整備事業を検討する。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組

新規就農者や法人経営、規模の大小等に関わらず、地域への参画意向がある経営体については、地域の担い手への集積・集約に配慮しつつ、農地の情報収集に努め、将来地域農業を支えられるよう、市、農業委員会、JA等と調整、連携しサポートを取り組む。親元、新規就農者に対して地域で支援する仕組みが必要。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業体等への農作業委託の取組

必要に応じて農作業委託を検討、活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組内容】

- ①耕作放棄地の解消。
- ⑨営農型太陽光発電を実施する場合、市、農業委員会、豊橋農業協同組合等と協議し、合意を得る。
- ⑨農業体験ができる場の提供

4 地域内の農業を担う者一覧(目標地図に位置付ける者)

別紙のとおり

5 農業支援サービス事業体一覧(任意記載事項)

番号	事業体名 (氏名・名称)	作業内容	対象品目

6 目標地図(別添のとおり)

7 基盤法第22条の3(地域計画に係る提案の特例)を活用する場合には、以下を記載してください。

農用地所有者等数(人)		うち計画同意者数(人・%)	
-------------	--	---------------	--